

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

平成 30 年 6 月 1 日

（名称）佐久市地域公共交通確保維持改善協議会  
 （代表者名） 会長 小池 茂見

## 生活交通確保維持改善計画の名称

佐久市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 31 年度～平成 33 年度分）

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

佐久市内の公共交通は、北陸新幹線、JR小海線、しなの鉄道と、民間事業者による路線バス、市の補助による廃止代替バス、市の委託による循環バスや過疎・山間地域でのデマンドタクシーにより構成されている。これらバス等の公共交通機関は、通勤、通学や通院等の市民の「生活の足」となり、日常生活に必要不可欠な移動手段であるが、自家用自動車への依存の高まりや少子高齢化の進展に伴い、民間交通事業者の経営環境の悪化や市の財政負担の増加など、地域公共交通を取り巻く現状は厳しさを増している。また、同時に市全体においても佐久市では人口が減少に転じ、今後も人口減少、高齢化に対応した「機能集約・ネットワーク型まちづくり」が求められている。

このような中、まちづくり等と連携し、将来にわたって持続可能な公共交通体系を再構築するため、平成 29 年 3 月に「佐久市地域公共交通網形成計画」（以下、網計画）を策定した。

網計画では、市内に 6 つの拠点地区を設定し、拠点地区同士をつなぐ公共交通と拠点地区まで移動する公共交通を設定した。平成 29 年 10 月より、市内中心部をループ状に運行する市内循環バスを新設し、市内巡回バス・廃止代替バスの昼間便（一部路線を除く）を切り替え、デマンドタクシーを試験運行としての運行を開始し、デマンドタクシーは本年度より本運行として開始する。

本事業は、網計画の方針に従い、地域公共交通網の充実と確保・維持を図っていくとともに、毎年度課題を明らかにし、改善を図っていくものである。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

平成 31 年度～平成 33 年度の 3 か年度の事業実施による数値目標を下記のとおりとする。市民及び観光客が利用しやすい公共交通を提供することにより、次の利用者数を目標とする。

## ■路線別利用者数

・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）	27,000 人/年
・志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）	2,00 人/年
・市内循環バス（北循環線）	3,900 人/年
・市内循環バス（南循環線）	4,800 人/年
・臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）	4,100 人/年
・旧佐久・浅科地域デマンドタクシー（平根エリア、東エリア、平賀エリア、中佐都エリア、岸野エリア、浅科エリア）	5,7000 人/年

※路線別利用者数は、平成 29 年度の利用実績を基に設定

## ■バス利用者満足度（佐久市全体）

・現状の 53.8%（平成 28 年度※）から現状以上（平成 33 年度）へ増加

## ■収支割合（佐久市全体）

・現状の 14.8%（平成 27 年度※）から現状以上（平成 33 年度）へ増加

※は会計年度

（佐久市地域公共交通網形成計画 P50 参照）

## (2) 事業の効果

### (1) 山手線

朝夕の通学通勤時間帯には、通学通勤バス山手線として平日毎日運行し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の野沢バスセンター停留所、「中仙道線」の八幡バス停留所と共有することにより、児童生徒、通勤者の市内の通学通勤手段が確保される。

また、日中は曜日運行で地域間連絡バス山手線として運行し、朝夕と同様に地域間幹線系統と接続、補完し合うことにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

平成28年4月1日より、新たに野沢・中込方面行きの方便と八幡・望月方面行きの朝便各1便の増便を行い、利便性を高めている。

### (2) 志賀線

朝夕の通学通勤時間帯には、通学通勤バス志賀線として平日毎日運行し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の佐久平駅停留所、「中仙道線」の浅間総合病院停留所と共有することにより、児童生徒、通勤者の市内の通学通勤手段が確保される。

### (3) 市内循環バス（北循環線、南循環線）

佐久平・岩村田地区、中込中央区地区、中込・野沢地区、臼田地区をつなぐ地域の循環路線として通勤・通学、通院・買い物、休日の観光地への移動など市民等の幅広い移動を担う。地域間幹線系統である「佐久上田線」と「佐久平駅」、「佐久医療センター」「佐久市役所前」「佐久総合病院」等のバス停を共有することにより接続を図るほか、佐久平駅、中込駅を中心に鉄道とも接続する。さらに地域からの移動手段として試験運行するデマンドタクシーとも接続をとる。これにより、地域からの移動手段と市外への移動手段の中間的な路線となり、市内の拠点同士のネットワーク化を図る。

### (4) 臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線・十二新田線・田口線・岩水線）

臼田地域を4系統により網羅し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の佐久総合病院バス停留所と共有することにより、地域間幹線系統と接続、補完し合い、地域住民の市内の移動を支援する機能を有する。これにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

### (5) 旧佐久・浅科地域デマンドタクシー（平根エリア、東エリア、平賀エリア、中佐都エリア、岸野エリア、浅科エリア）

旧佐久・浅科地域を6系統により網羅し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の佐久総合病院バス停留所、「中山道線」の佐久平駅停留所・塩名田停留所と共有することにより、地域間幹線系統と接続、補完し合い、地域住民の市内の移動を支援する機能を有する。

これにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・バス等の整備運行事業（自主運行路線の運行、市内循環バスの新設、市内巡回バスの再編、廃止代替バスの再編、望月・臼田地域デマンドタクシーの運行）、実施主体は佐久市・交通事業者
- ・利便性向上事業（バス停等の待合環境の改善、車両の更新と整備、企画乗車券の検討、公共交通案内の充実）、実施主体は佐久市・交通事業者・佐久市地域公共交通確保維持改善協議会
- ・利用促進事業（チラシ配布やホームページ等による公共交通の乗り方の周知・啓発、一般市民を対象にぞっこんさく市等利用促進・体験イベント等の開催、利用促進グッズの企画・製作、免許返納者に対する割引回数券の交付、ノーマイカー通勤の推進、利用状況の地域へのフィードバック）、実施主体は佐久市・区・交通事業者・佐久市地域公共交通確保維持改善協議会
- ・評価・検証事業（地域公共交通評価・検証の実施）、実施主体は佐久市地域公共交通確保維持改善協議会（佐久市地域公共交通網形成計画P51参照）

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

##### ① 予定している時刻表・運行予定期間

予定している時刻表 … 別添  
運行予定期間 … 下記③のとおり

##### ② 運行事業者決定の経緯

###### (1) 山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）

従来、千曲バス(株)が自主運行路線として本路線を運行してきており、道路網・集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに、冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、運行に必要なバス車両等を保持していること、地域の交通事業者に運行を任せることが地域企業の育成や地域経済の活性化につながるなどから、千曲バス(株)を運行事業者とすることについて、本協議会にて承認した。

###### (2) 志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）

千曲バス(株)のかつての自主運行路線である本路線に、現在は市が補助金を支出して運行を維持しているため、千曲バス(株)が道路網・集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、運行に必要なバス車両等を保持していること、地域の交通事業者に運行を任せることが地域企業の育成や地域経済の活性化につながるなどから、千曲バス(株)を運行事業者とすることについて、本協議会にて承認した。

###### (3) 市内循環バス（北循環線、南循環線）

本地域を運行している千曲バス(株)が道路網・集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、運行に必要なバス車両等を保持していること、地域の交通事業者に運行を任せることが地域企業の育成や地域経済の活性化につながるなどから、千曲バス(株)を運行事業者とする。

###### (4) 臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

市内の道路網、集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、地域企業の育成や地域経済の活性化の観点から、有限会社高原タクシーを運行事業者とする。

###### (5) 旧佐久・浅科地域デマンドタクシー（平根エリア、東エリア、平賀エリア、中佐都エリア、岸野エリア、浅科エリア）

市内の道路網、集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、地域企業の育成や地域経済の活性化の観点から、佐久医療センタータクシー事業者会を運行事業者とする。

##### ③ 運行予定期間

###### (1) 平成31年度（平成30年10月1日～平成31年9月30日）

- ・ 山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）
- ・ 志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）
- ・ 市内循環バス（北循環線、南循環線）
- ・ 旧佐久・浅科地域デマンドタクシー（平根エリア、東エリア、平賀エリア、中佐都エリア、岸野エリア、浅科エリア）（本運行開始）
- ・ 臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

(2)平成 32 年度（平成 31 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日）

- ・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）
- ・志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）
- ・市内循環バス（北循環線、南循環線）
- ・旧佐久・浅科地域デマンドタクシー（平根エリア、東エリア、平賀エリア、中佐都エリア、岸野エリア、浅科エリア）
- ・臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

(3)平成 33 年度（平成 32 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日）

- ・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）
- ・志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）
- ・市内循環バス（北循環線、南循環線）
- ・旧佐久・浅科地域デマンドタクシー（平根エリア、東エリア、平賀エリア、中佐都エリア、岸野エリア、浅科エリア）
- ・臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

④輸送量が 15 人～150 人/日と見込んだ根拠となる算出式（地域間幹線系統のみ）

地域内フィーダー系統につき、該当なし

⑤地域内フィーダー系統の補足資料

（既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等を説明した資料）

地域内フィーダー系統は、佐久市内の国道・県道・主要市道路網を有効活用して運行し、地域間幹線系統及び、その他の市内運行路線と接続、補完し合い、市内の移動を支援する機能を有するよう整合を図っている。

なお、山手線は、地域間幹線系統「佐久上田線」の野沢バスセンター停留所、「中仙道線」の八幡バス停留所と共有、志賀線と市内循環バスは、地域間幹線系統「佐久上田線」の佐久平駅停留所、「中仙道線」の岩村田駅停留所、臼田地域デマンドタクシーの 4 系統は、「佐久上田線」の佐久総合病院バス停留所、旧佐久・浅科地域の 6 系統は、地域間幹線系統「佐久上田線」の佐久総合病院バス停留所もしくは、地域間幹線系統「中山道線」の佐久平駅停留所・塩名田停留所と共有し、地域住民の市内の移動を支援する機能を有している。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

佐久市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

千曲バス株式会社、有限会社高原タクシー、佐久医療センタータクシー事業者会

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

該当なし

8. 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準二に基づき、協議会が 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

地域内フィーダー系統につき、該当なし

9. 別表1及び別表3の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【 <u>地域間幹線系のみ</u> 】
地域内フィーダー系統につき、該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性【 <u>外客来訪促進計画が策定されている場合のみ</u> 】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
市内循環バスは、高齢者や障害者をはじめとする移動が困難な方が通院や買い物などの日常生活に利用することを見込んでいる。したがって、乗降の段差が少なく乗降性能に優れたノンステップバスを導入することにより、利用者にとってさらに利用しやすい環境を整備する必要がある。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
(1) 事業の目標
本計画の対象系統であった市内巡回バス岸野線、中佐都線、中央線、平根線、平賀線で使われていた車両3台を、平成26年4月の運行よりノンステップバス車両とした。平成30年度より新設する市内循環バスの車両として3台を使用し、更に新規に1台導入する。
(2) 事業の効果
ノンステップバスは乗降口の段差がなく、バスを利用する高齢者等にとって乗降の負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。また、利用環境が改善されることにより、利用者の増加が期待され、バス事業の維持・活性化が図られる。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者(表6または表8)【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付
(1) 取得計画の概要： 取得済みの車両3台を、市内循環バスに使用する。また、市内循環バス使用予定の新規車両1台を、本事業でノンステップバスに更新する。
(2) 事業者：千曲バス株式会社
(3) 費用総額：76,049千円
(4) 負担者及び負担額：佐久市 67,596千円

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

平成 23 年	4 月 27 日	(第 1 回協議会)	: 公共交通体系の再構築を進めるスキーム
	6 月 1 日	(第 2 回協議会)	: 諸調査の進め方について
	8 月 22 日	(第 3 回協議会)	: 市民アンケート等諸調査の内容について
	11 月 15 日	(第 4 回協議会)	: 市民アンケート等諸調査の結果について
	12 月 21 日	(第 5 回協議会)	: 生活交通ネットワーク計画素案(調査事業)について
平成 24 年	1 月 16 日	(第 6 回協議会)	: 生活交通ネットワーク計画素案(調査事業)について
	1 月 24 日	(第 7 回協議会)	: 生活交通ネットワーク計画素案(調査事業)について
	2 月 6 日	(第 8 回協議会)	: 生活交通ネットワーク計画素案(調査事業)について
	3 月 9 日	(第 9 回協議会)	: 生活交通ネットワーク計画案(調査事業)について協議・合意
	6 月 1 日	(第 10 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
	7 月 26 日	(書面による報告)	: 協議会委員に臼田地域デマンドタクシーの運行事業者の決定について報告
平成 25 年	1 月 29 日	(第 11 回協議会)	: 事業プログラム進捗状況と利用実態調査結果について
	6 月 7 日	(第 12 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
	8 月 28 日	(第 13 回協議会)	: 乗車ヒアリング及び利用実態調査の結果について
	11 月 11 日	(第 14 回協議会)	: 平成 26 年 3 月の運行改正について
平成 26 年	3 月 25 日	(第 15 回協議会)	: 平成 26 年度生活交通ネットワーク計画の改定について
	5 月 28 日	(第 16 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
平成 27 年	2 月 5 日	(第 17 回協議会)	: 佐久市バス・デマンドタクシーの利用状況について
	6 月 10 日	(第 18 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
	8 月 25 日	(書面協議)	: 協議会委員の追加、田口線の事業者変更について協議
	10 月 8 日	(第 19 回協議会)	: 乗り込み調査の結果・今後の公共交通の課題等について協議
	12 月 3 日	(第 20 回協議会)	: 山手線の増便、佐久市公共交通の現状と課題について協議
平成 28 年	6 月 1 日	(第 21 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
	11 月 18 日	(第 22 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
平成 29 年	2 月 15 日	(第 23 回協議会)	: 地域公共交通網形成計画案の承認、計画策定による地域内フィーダー系統補助金嵩上げについて確認
	6 月 28 日	(第 24 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
	8 月 3 日	(第 25 回協議会)	: 新公共交通体系(案)について協議
	3 月 28 日	(第 26 回協議会)	: 佐久市地域公共交通網形成計画の評価・検証について
平成 30 年	6 月 1 日	(第 27 回協議会)	: 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

18. 利用者等の意見の反映

平成 28 年度の「地域公共交通網形成計画」の策定にあたり、地域において意見交換会を実施した。

- ・市内 7 地区での意見交換会（各 1 回）
- ・パブリックコメント

上記結果は「佐久市地域公共交通網形成計画」に反映している。

- ・利用状況調査（毎年度実施）
- ・乗車ヒアリング及び利用実態調査（毎年度実施）
- ・「ぞっこんさく市」へのバス車両とモビリティマネジメント
- ・区の要望

19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	長野県企画部交通政策課、長野県佐久地方事務所地域政策課
関係市区町村	佐久市
交通事業者・交通施設管理者等	千曲バス株式会社、東信観光バス株式会社、公益社団法人長野県バス協会、長野県タクシー協会佐久支部、東日本旅客鉄道株式会社長野支社、千曲バス労働組合、長野県佐久建設事務所、佐久警察署、佐久市建設部土木課
地方運輸局	北陸信越運輸局長野支局
その他協議会が必要と認める者	地区区長会、公募委員、小諸市、信州大学、佐久商工会議所、佐久障害者自立支援協議会、佐久市民生児童委員協議会、佐久市老人クラブ連合会、佐久市PTA連合会、連合佐久校長会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県佐久市中込 3056 番地

(所 属) 佐久市 環境部

生活環境課 生活公共交通係

(氏 名) 臼田 昌樹・藤原 清華

(電 話) 0267-62-2111 (内線 332・335)

(e-mail) seikan@city.saku.nagano.jp